

ふくしまの復興・創生に向けた 緊急要望



令和2年11月11日
福島県知事 内堀 雅雄

現在、世界中が新型コロナウイルス感染症拡大と地球温暖化・気候変動による大規模災害の襲来に脅かされ、日常生活の様式や産業構造の見直しなど、社会全体の在り方が根本的に問い直され、変革を迫られています。

こうした中、福島県では、来年3月で、東日本大震災及び原子力災害から10年の節目を迎えます。この10年の間、福島県民は復興の歩みを絶えず進めてまいりましたが、いまだ約3万7千人が避難を続けているほか、地域によって復興のステージが異なり、さらには、復興の過程で新たな課題にも直面するなど、当県の状況は複雑かつ多岐にわたっています。

本年6月には復興庁設置法や福島復興再生特別措置法等の一部が改正されるとともに、7月には第2期復興・創生期間の5年間の財源フレームが決定されました。これら新たな制度的枠組み等に基づき、避難地域の復興・再生、産業・生業の再生、風評・風化対策等、第2期復興・創生期間においても引き続き当県の取組を強力に推進する必要があります。

また、自然災害からの早急な復旧や、長期的・広域的な対策が必要な防災・減災対策に加え、新型コロナウイルス感染症の対応も重要であり、これらの影響により復興・創生が遅滞することのないよう、並行して取り組むことが肝要です。

特に「福島イノベーション・コースト構想」については、地球温暖化防止対策やITの活用によるデジタル化の進展を図り、新しいビジネスモデルと新しいグローバルスタンダードを生み出そうとする挑戦であり、「福島の復興・再生」を目指すものにとどまらず、人口減少の進行、エネルギー制約、低水準の食料自給率など様々な問題を抱える「我が国全体の課題解決・新たな成長」につなげるという高い志を持って進めていく必要があります。

現在、政府において成案の策定に向けて検討が進められている「国際教育研究拠点」は、福島イノベーション・コースト構想の発展飛躍に向け、地元から極めて大きな期待が寄せられています。本拠点を新設し、国際レベルの教育研究と産業集積を行い、世界に誇れる復興・創生を目指していく必要があります。

第2期復興・創生期間における東日本大震災からの復興の基本方針(仮称)の策定及び令和3年度当初予算の編成作業等が現在、政府において進められていますが、第2期復興・創生期間においても、自然災害や新型コロナウイルス感染症等を乗り越え、県民が安心し、希望を持って生活できるようにするためには、引き続き国が責任を持って当県の復興・創生に取り組んでいただく必要がある中で、下記12項目の実現が極めて重要であることから、今回、緊急に要望を行うものであります。

1 国際教育研究拠点の新設

【復興庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省】

国際教育研究拠点は、「福島イノベーション・コースト構想」の発展飛躍に向け、産業創出に結びつく研究開発や人材育成を目指す一方で、既存の関連施設、大学等とも連携を取り、横串の入った調整機能と司令塔機能を持つ福島関係の知恵の融合拠点、創造的復興の中核拠点として、また、国内外への情報発信や風評払拭のための拠点として不可欠である。

本拠点の新設に向けては、当県も地元市町村と連携しながら、地元広域自治体として担うべき役割を積極的に果たしていく覚悟である。

国と当県がしっかり連携しながら、本拠点の構想を具体化し世界に誇れる復興・創生を目指していくため、次の事項について実現すること。

(1) 政府成案の策定に向けて

年内に策定される政府成案においては、国際教育研究拠点を福島イノベーション・コースト構想の中核をなす司令塔となる世界レベルの拠点として整備し、原子力災害での教訓や逆境を跳ね返す姿の国内外への発信・風評払拭につなげるものとする。

また、重点的な研究テーマについては、原子力災害に起因し、浜通り地域にとって必須の課題分野を明確にして取り組むと同時に、人口減少下での生産性向上、エネルギー制約への対応、低水準の食料自給率など、日本の課題解決にもつながる分野で貢献するものとする。具体的には、浜通り地域に整備された関連施設を生かすとともに、各分野の先端技術の融合による産業創出が見込まれるロボット、エネルギー、スマート農業等の新産業創出分野と原発事故に由来し、浜通り地域等の再生及び世界への貢献に向けて欠かすことのできない廃炉、放射線安全、風評払拭・リスクコミュニケーション等の原発事故対応・環境回復分野を基本とすること。

さらに、組織形態については、

- ・ 東日本大震災及び原子力災害からの復興を目的とし、上記の多様な研究テーマに対応できる総合性
- ・ 各省の縦割りを超えた研究開発の一元的実施
- ・ 世界的な実績のある研究者を招聘できる処遇水準の確保

が必要であることから、縦割りではなく、総合的なガバナンスの効いた、復興庁所管の国立の研究開発法人として新設するとともに、国が責任を持って、長期にわたる予算、人員体制を確保することを明記し、安定的な運営が果たされるようにすること。

加えて、本拠点をハブとした産学官の連携により、ベンチャー企業や新産業を創出し、地元の経済・雇用に貢献するものとする。その際、原子力災害に見舞われた浜通り地域の厳しい環境を発展的に活用して、規制改革にも取り組むことで、地方創生のモデルとなるような産業・雇用の創出を実現すること。あわせて、多数の大学と連携しながら高等教育の人材育成の充実・具体化や地元の小中高校生等も含めたシームレスな人材育成に取り組むようにすること。

(2) 基本構想の策定に向けて

復興庁が次年度に策定する基本構想については、本拠点の実現に向け、具体的な機能や関係者の役割分担などを明らかにすることが重要である。例えば、研究機能のみならず、教育機能の確保の方法、産学連携や産業集積の在り方、ガバナンスの在り方、教育研究のために必要な施設・設備、まちづくりとの関係性などについて明確化すること。

こうした基本構想の検討に当たっては、地元の意見を十分に踏まえるとともに、関係省庁が連携して検討を進めること。

(3) 大学の参画の在り方や先行研究開発プロジェクトの実施

一流の教育研究機能を持つ拠点とするには、福島復興への使命感があり、中長期的に福島にコミットする意思のある大学や研究者等が中核になることが重要である。浜通りで一流の研究大学の学位が取得できる仕組みが重要であり、連携大学院制度等を活用し本拠点内に大学サテライトを置くことができる仕組みなど、大学による参画の仕組みや在り方を明らかにすること。

その上で、具体的に参画する大学や研究者等を特定し、拠点に求める教育研究環境や処遇などの意向を踏まえ、実現に向けた、より具体的な議論を進めること。

このためにも、本拠点の開所を待たずに、有望な大学や研究者等による先行研究開発プロジェクトを実施していく必要があり、関係予算を確保すること。

(4) 立地地域の提案に向けて

立地については、既存の関連施設等との連携、生活環境、交通アクセスや、参加する大学等の意向などを踏まえるとともに、避難指示が出ていた地域への立地を基本とし、地元自治体の意見を尊重して決定することが重要である。

当県による立地地域の提案に関わる具体的な教育研究内容や立地条件などが明らかになるよう、速やかに検討すること。

(5) 生活環境・まちづくりの整備

当県が今後国と連携しながら取り組んでいくこととなる、本拠点の設置に伴い、研究者やその家族、事業者等を引き付け、安心して住んでいただける豊かな生活環境・インフラの整備等のまちづくりに必要な予算を十分に確保すること。

2 「第2期復興・創生期間」の復興・創生

【内閣官房、内閣府、警察庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

(1) 改正福島復興再生特別措置法等に基づく復興の加速化

原子力災害からの復興・再生の更なる加速に向け、改正福島復興再生特別措置法に定められた移住等の促進や営農再開の加速化、福島イノベーション・コースト構想の推進に向けた取組など、多岐にわたる課題に対し、国が一体となって総合的な施策を推進すること。

また、福島復興再生基本方針については、復興の現状や施策の進捗状況を勘案し、地元の意見を十分に踏まえたものとする。

あわせて、当県が作成する福島復興再生計画の認定に当たっては、当県及び関係市町村等の事業に支障を来さないよう、速やかな認定を行うこと。

(2) 復興関連税制の創設及び延長等

福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例措置及び福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置の内容については、令和3年度税制改正要望を踏まえたものとする。

特に、福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例措置に関しては、対象地域及び対象業種を絞る一方、原子力災害に起因する浜通り地域等の15市町村における産業復興が極めて厳しい状況にあることから、雇用特例については、避難地域12市町村の避難対象雇用者だけでなく、15市町村の被災者及び福島イノベーション・コースト構想の推進に資する人材を対象とするとともに、復興特区税制よりも高い措置率とすること。

また、対象資産については、事業者の取組を手厚く支援するため、福島イノベーション・コースト構想の推進及び特定事業活動に資する器具備品を幅広く対象とすること。

さらに、復興特区税制や被災住宅用地、被災代替資産等に係る特例措置等については、地元の意見を踏まえ、適切に適用期限を延長するとともに、現在と同様の措置率や要件の下で活用できる特例措置とすること。

加えて、上記特例措置における地方税に係る減収分については、震災復興特別交付税による支援措置を講じること。

(3) 震災復興特別交付税措置の継続

令和3年度以降においても、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分や震災対応のための職員採用等に係る人件費等について、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

3 避難地域 1 2 市町村の復興実現

【内閣府、復興庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省】

避難地域の復興においては、帰還困難区域の再生のほか、避難指示が解除された地域の医療・介護・福祉、子育て、教育、交通、買い物、商業施設の運営支援、防犯、荒廃抑制、鳥獣被害対策等の生活環境整備や、物流機能の回復、産業・生業の再生、新産業の創出、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大、魅力あるまちづくり、地域コミュニティの再生等を更に進めていく必要がある。

そのため、原子力災害における国の責務として、「福島 1 2 市町村の将来像」については、地域における復興の進捗状況や課題、県及び 1 2 市町村の意見を十分に踏まえ、適切に改定するとともに、その実現に向け、令和 3 年度以降も引き続き、国、県、1 2 市町村の連携した推進体制を確保すること。

また、今後新たに顕在化する課題への対応を含め必要となる中長期的な財源を確実に確保するとともに、被災自治体への人的支援を継続すること。

さらに、福島再生加速化交付金については、全ての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるまで、中長期にわたり必要な財源を確保するとともに、新たに追加される移住の促進や交流・関係人口の拡大、魅力ある働く場づくりに資する事業については、ソフト事業のみならず、ハード事業も対象とした柔軟で使いやすい制度を構築すること。

加えて、1 2 市町村における商工業の事業・生業の迅速な再建や営農再開の加速に向けて、令和 3 年度以降も国が主体的に取り組むとともに、十分な予算を確保すること。

4 帰還困難区域の復興・再生

【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

帰還困難区域の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」について、その内容を実現し、計画期間内の避難指示解除が確実にできるよう、責任を持って取り組むこと。

また、特定復興再生拠点区域の整備に当たっては、除染はもとより、廃棄物や建設副産物の処理を国の責任の下で最後まで確実に対応するとともに、生活環境の整備や産業・生業の再生などに対する十分な予算を確保し、それぞれの地域の実情に応じた拠点区域の整備に取り組むことができるようにすること。

さらに、帰還困難区域全体の復興・再生に向けた市町村による中長期的な構想をしっかりと受け止め、市町村の取組を最大限に支援するとともに、特定復興再生拠点区域外については、各自治体の意見を尊重しながら、丁寧に協議を重ね、除染を含む避難指示解除のための具体的方針を早急に示し、将来的に帰還困難区域全ての避難指示を解除すること。

5 避難者等の生活再建のための支援

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、
経済産業省、国土交通省】

被災者が、今後の生活の見通しを立てることができるよう、災害救助法に基づく応急仮設住宅（賃貸型応急住宅等を含む）から安定した住宅への円滑な移行支援を始めとする生活再建に向けた当県及び避難元市町村の取組について、制度面、財政面を含め総合的に支援すること。

また、応急仮設住宅の供与期間延長を踏まえ、家賃賠償の対象世帯についても、地域の実情等に応じた適切な対応を行うよう、引き続き東京電力を指導すること。

さらに、旧警戒区域等からの避難者及び原発事故による母子避難者等を対象として、令和3年3月31日まで実施されている高速道路無料措置について、引き続き延長措置を講じること。

加えて、東日本大震災による避難生活の長期化等により保護者の生活基盤が回復せず、就学が困難になった児童生徒の教育を受ける機会を十分に確保するため、「被災児童生徒就学支援等事業」の就学援助事業、奨学金事業及び私立学校の授業料等減免事業について、中長期的に必要な予算を確保すること。

6 県民の健康のための医療確保

【復興庁、厚生労働省】

避難地域等においては、現在、再開・開設した医療機関の約6割が人件費・運営費の支援を受けて稼働しており、避難地域の帰還状況から経営環境の急速な改善は厳しい見通しであるとともに、今後、専門医療（人工透析等）の確保や、帰還困難区域にある医療機関等の再開・開設に必要な施設・設備整備費への支援等に加え、新たなニーズも想定される。については、避難地域等の医療提供体制の再構築に向けて中長期的に取り組むために必要となる財源を、引き続き、十分に措置するとともに、地域医療再生基金の柔軟な活用を認めること。

また、当県においては、いまだ原子力災害に起因する放射線による健康不安が根強く、特になん等への不安を解消する必要があることから、福島県立医科大学内の先端臨床研究センターでは、国内随一の医療用中型サイクロトロンを用いて、アスタチンを用いた放射性薬剤の研究開発を推進しているところである。については、同センターによる令和3年度以降の臨床研究の実施に当たり、必要な予算を確保すること。

7 風評払拭・風化防止対策の強化

【内閣府、復興庁、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、環境省】

風評及び風化の問題については、令和3年度以降も長期的かつ幅広い取組が必要であるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、当県の風評払拭と風化防止対策の取組に支障が出ていることから、県産品の販路回復や観光誘客の促進、ホープツーリズムの定着、教育旅行の回復に向けた取組等、県全域を対象として、国はもとより、県、市町村及び各種団体等の継続的な取組に対し必要な予算を十分に確保すること。

また、根強く残る風評を払拭するため、第2期復興・創生期間においても、引き続き生産から流通、消費に至る総合的な対策を継続することはもとより、県産農林水産物を選んでもらえるような「ふくしま」ならではのブランドの確立及び産地評価の回復に向けた対策に必要な予算を確保すること。

さらに、諸外国への輸入規制解除に向けた更なる働き掛けや、県産品に関する正確な情報の発信、放射線に関する国民の理解の増進等、国を挙げて風評払拭及び風化防止対策に取り組むこと。

8 福島イノベーション・コースト構想の推進

【内閣府、復興庁、文部科学省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省】

国家プロジェクトである福島イノベーション・コースト構想を推進するための中核的な機関である（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構が、産業集積、人材育成、交流人口拡大に資する取組に加えて、拠点施設の管理・運営などを継続的かつ効果的に実施できるよう、体制の強化や安定的な財源の確保等での必要な支援を行うこと。

また、今年5月に認定を受けた重点推進計画の実現に向け、廃炉、ロボット・ドローンを始めとして、エネルギー、農林水産分野等の取組の具体化、拠点施設と地域に求められる公共交通ネットワークの形成や来訪者の増大による交流人口の拡大に向けた実証及び構想の推進に不可欠なインフラの整備に必要な予算を継続的かつ十分に措置すること。特に、福島ロボットテストフィールドの安定的な運営のため、自立経営が可能となるまでの当分の間の運営費や東日本大震災・原子力災害伝承館の資料収集、展示・研修・利用促進等の各事業の実施や研究体制構築等に要する運営費について必要な予算を十分かつ継続的・安定的に確保するとともに、本構想の推進に不可欠な「構想推進基盤整備事業」、「地域復興実用化開発等促進事業」について、十分な予算を確保すること。

さらに、構想の未来を担う初等中等教育における特色ある教育プログラムの推進や浜通り地域等に大学等の知を集積するために必要な予算を確保すること。

加えて、浜通り地域等に意欲ある企業等のチャレンジを呼び込むため、産業振興に向けた創業・進出・成長に対する支援措置を講じること。

9 新産業の創出及び産業再生

【復興庁、経済産業省、資源エネルギー庁】

当県が目指す「再生可能エネルギー先駆けの地」及び国・県・関係企業等が連携して策定された「福島新エネ社会構想」の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大や産総研を核としたふくしま発技術の実用化開発等への支援、水素社会実現モデル構築等の各分野の取組について、関係省庁が継続的に支援策を講じること。

特に、国家プロジェクトである世界最大級の大規模水素製造実証事業については、着実に推進するとともに、製造される水素利用の拡大を図ること。

また、医療関連産業の集積・振興を進める、ふくしま医療機器開発支援センター、医療－産業トランスレーショナルリサーチセンターについて、令和3年度以降の必要な予算を確保し、中長期的に支援すること。

さらに、被災事業者等の自立や生業の再建のため、原子力災害被災事業者事業再開等支援事業、事業再開・帰還促進事業及び原子力災害被災地域創業等支援事業について、中長期的に継続し十分な予算を確保するとともに、商工会議所・商工会の広域連携により被災事業者支援を行う復興経営指導員等については、関係省庁間で連携しつつ、令和3年度以降も継続し拡充配置すること。

10 原子力発電所の廃炉に伴う対応

【内閣府、経済産業省、資源エネルギー庁、
原子力規制委員会、原子力規制庁】

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉は当県復興の大前提であり、中長期ロードマップ等に基づき、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて取り組むこと。

また、多核種除去設備（ALPS）等の処理水の取扱いについては、県民や国民の理解が深まるよう、トリチウムや処理水に関する正確な情報発信に取り組むとともに、県内外において風評を懸念する意見が数多く示されていることから、具体的な風評対策を示すこと。

国においては、これまで自治体や関係団体等から示された様々な意見を踏まえ、当県の農林水産業や観光業に影響を与えることがないように、慎重に対応方針を検討すること。

さらに、福島第二原子力発電所が廃炉に至った経過には、平成23年3月12日に原子力緊急事態宣言が発令され、これに伴い避難指示が出された等の特殊性があり、当県では福島第一原子力発電所と同様に廃炉安全監視を行う必要があることから、廃止措置中の監視業務に必要な予算を確保すること。

11 復興を支えるインフラ等の環境整備

【内閣官房、復興庁、総務省、農林水産省、国土交通省】

本県の復興を支えるインフラ等の環境整備を一層加速するため、復興係数など、関連する特例措置の継続はもとより、小名浜道路を始めとするふくしま復興再生道路や避難地域12市町村内の道路の整備など、復興事業が完了するまで、社会資本整備総合交付金（復興枠）等を継続し必要な予算を確保するとともに、JR只見線の早期復旧への支援、常磐自動車道及び磐越自動車道の全線4車線化、会津縦貫道を始めとする広域的な地域連携を促進する道路ネットワークの構築や（仮称）小高スマートICの整備に向けて確実に取り組むほか、県内全域の産業振興を支える小名浜港や相馬港について、国際物流ターミナル整備等の事業を更に推進すること。

また、当県は、震災以降も令和元年東日本台風など重ねて甚大な被害を受けており、気候変動に伴う激甚化・頻発化する自然災害など、近年の情勢を踏まえた更なる対応が求められることから、浸水対策や治水対策のほか、インフラの老朽化対策を進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」は制度を拡充し、更に5か年延長した上で必要な財源を別枠で確保するとともに、流域治水への転換等を推進するため、通常事業の財源確保に努めること。あわせて、地方負担分に係る「防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債」や地方単独事業に係る「緊急自然災害防止対策事業債」、さらには「緊急防災・減災事業債」について、令和3年度以降も支援を継続するなど、必要な地方財政措置を講じること。

さらに、営農再開の加速化を図るための農業基盤等の整備や沿岸漁業の水揚げ拡大に必要な水産関連施設の整備など、復興事業が完了に至るまでの必要な予算を確保すること。

加えて、国営追悼・祈念施設と一体的に整備する復興祈念公園について、全面的な財政支援を講じること。

12 新型コロナウイルス感染症への対応

【内閣官房、内閣府、復興庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁】

(1) 医療提供体制整備のための財政支援

新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大やインフルエンザの流行に備え、診療・検査体制や入院医療機関及び宿泊療養施設の受入・運営体制等を引き続き整備する必要があるため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、医療機関の緊急的な整備・改修等への用途拡充や一般の入院医療機関の病床確保料の引き上げなどを行うとともに、一層の増額を図ること。

また、発熱患者等に対応する医療機関の医療従事者が新型コロナウイルスに感染したことに伴い休業した場合の支援や医療従事者への危険手当の支給等を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とするなど、対象事業の見直しをするとともに、交付金について、令和3年度以降も継続すること。

(2) 社会経済活動等への財政支援

需要が伸び悩む飲食・小売業への支援、サプライチェーンの再構築に向けた製造業への支援を始め、厳しい経営状況が長期化している中小企業等に対する資金繰り支援等、地域の実情に応じた経済・雇用対策を行うことができるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、基金の積み立て要件の弾力化や期間の延長、繰越手続の簡素化など、更に自由度の高い柔軟な制度とするとともに、令和3年度以降も財政支援を継続すること。

また、災害時における感染症拡大は、被災した医療機関を圧迫することから、避難所における新型コロナウイルス感染症対策等についても、必要な予算を確実に措置すること。

さらに、雇用調整助成金の特例については、当県の経済・雇用情勢等を踏まえ、来年以降も継続すること。

加えて、深刻な影響が続いている観光業については、Go To トラベル事業等の経済対策により回復の兆しが見え始めているものの、いまだ感染収束の見通しが立たないことから、移動の自粛要請等により需要が激減している福島空港の国内定期路線維持に向けた航空業界への支援や、観光業の需要回復、地域経済の再生に向けた取組に対して十分な予算を確保すること。

(3) 地方の安定的な財政運営に係る財源の確保

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響が大きいことから、地方の税財源の大幅な減少が見込まれる。

このような中、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と地域経済の再生との両立に向けた取組、令和元年東日本台風等による災害からの切れ目のない復旧・復興、さらには自然災害に備えるための防災・減災、国土強靱化の推進や社会保障の充実など、広範かつ膨大な財政需要に対応する必要があることから、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実すること。

(4) デジタル社会実現のための支援

菅新内閣の下、今般の新型コロナウイルス感染症を契機に、国、自治体の行政システムの統一・標準化が進められていることから、国と歩調を合わせて取り組むべき自治体のシステム構築等の取組に対し、必要な予算を確保すること。

また、自治体DX推進計画の策定に当たっては、県や市町村の意見を十分に汲み取るとともに、テレワークや遠隔診療、高等学校を含むICT教育の推進等、地方の多様な働き方、安全・安心な暮らしの確保を実現するための取組に対し、十分な財源を確保すること。

- (5) **東京2020オリンピック・パラリンピック延期に伴う支援**
オリンピック聖火リレー及び野球・ソフトボール競技の当県開催に当たり、国等が検討を進める新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえながら、安全・安心な大会となるよう準備を進めるため、感染症対策を含めて、大会延期に伴う追加費用に対する財源措置を講じること。

また、大会簡素化の一方で、簡素化できない費用や役割等について、開催自治体に追加負担が生じないようにすること。

さらに、ホストタウンとして相手国の事前合宿の受入れや事後交流を行う市町村が、感染症対策を実施するに当たり、感染防止対策等を定めた受入れマニュアル作成への支援等や対策に係る費用への財源措置を講じること。